

「長浜市議会基本条例の一部改正（素案）」について

【意見募集の実施】

長浜市議会では、長浜市議会基本条例（以下「議会基本条例」といいます。）についての検証を行い、議会基本条例の一部改正の素案がまとまりましたので、皆様から御意見を募集し、寄せられた御意見に対する市議会の考え方を明らかにするとともに、ご意見を考慮した議会基本条例の改正に向けて作業を進めてまいります。

【改正の背景・目的】

長浜市議会では、平成25年9月に議会基本条例を施行後、平成29年度に検証を行いました。この度、議会基本条例の目的が達成されているかどうかについて、議会基本条例第26条の規定に基づき、令和5年度に、全条文の取組状況や課題などの検証を行い、その結果に基づき、議会基本条例の一部改正の素案をまとめました。

【改正の新旧対照表及び概要】

1 議会の基本理念に関すること

改正後	改正前
(議会の基本理念) 第3条 議会は市の意思決定を担う議決機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、真の地方自治の実現に取り組むものとします。	

(改正の概要)

現行条例では、前文及び第1条で条例制定の由来や背景、目的を定めておりますが、第1条において、「この条例は、議会の基本理念及び運営原則並びに議員の活動原則を定める」と規定されていることを踏まえ、改めて基本理念を規定することとしました。

2 議会の運営原則に関すること

改正後	改正前
(議会の運営原則) 第4条 省略 (1) 省略 (2) 公開性及び透明性並びに公正性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すとともに、 <u>社会環境、経済情勢等の変化により新たに生ずる課題等に対応するため、</u> 不断の議会改革に努めること。	(議会の運営原則) 第3条 省略 (1) 省略 (2) 公開性及び透明性並びに公正性を確保し、市民に信頼される開かれた議会を目指すため、不断の議会改革に努めること。

(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略 <u>2 議会は、市政の課題に的確かつ柔軟に対応し、主体的・機動的な活動を展開するため、年間を通じて十分に審議を尽くすことができる会期を定めるものとします。</u>	(3) 省略 (4) 省略 (5) 省略 (6) 省略
--	--------------------------------------

(改正の概要)

社会環境、経済情勢等の変化により発生する課題や、それに伴う法改正や新たな制度に対し対応するために取り組むことを追記しました。また、会期の設定に関する基本的な考え方として、市政の課題に対し、年間を通じて十分に審議を尽くすことができるように整えることを改めて規定することとしました。

3 災害発生時における議会对応に関すること

改正後	改正前
<u>(災害等発生時における議会对応)</u> 第6条 議会は、災害の発生や感染症のまん延等の状況においても議会機能を的確に維持し、議決機関としての機能を確保することを責務とし、情報技術の発展を踏まえた多様な手段を活用して、必要な体制を整えるものとします。	

(改正の概要)

甚大な災害の発生やコロナ等の感染症の拡大等、通常どおり会議を開催することが困難な状況においても議会機能の維持・回復を図るとともに、情報通信機器等を活用したオンラインによる会議の開催など、必要な対策を整備していくことを規定することとしました。

4 一般質問に関すること

改正後	改正前
<u>(一般質問)</u> 第11条 議会は、議員の一般質問について、個人一般質問のほか、多様な立場や観点から質問できる機会を確保するものとします。	

(改正の概要)

現在の個人による一般質問や会派代表による一般質問以外にも、専門的視点を生かした常任委員会の代表者による一般質問など、多様な立場や観点から質問できる機会を確保することについて、新たに規定しました。

5 審査及び評価に関すること

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(審査及び評価)</p> <p>第15条 議会は、効率的・効果的な行政運営に資するため、市長等が行う政策の成果について、審査及び評価を行うものとします。</p>	

(改正の概要)

議会は、市の施策の目標設定に対する達成進捗状況や決算審査において、市民目線・費用対効果の視点で審査及び評価を行うことを新たに規定しました。

6 委員会の活動に関すること

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(委員会の活動)</p> <p>第19条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 議会として議論を尽くすため及び市政の推進状況を把握するため、<u>定例会の休会中及び閉会中</u>においても常任委員会を定期的開催するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">(委員会の活動)</p> <p>第15条 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 省略</p> <p>4 省略</p> <p>5 議会として議論を尽くすため及び市政の推進状況を把握するため、閉会中においても常任委員会を定期的開催するものとします。</p>

(改正の概要)

その他、通年議会を採用している現状において開催される常任委員会について、「閉会中」を「休会中及び閉会中」に改めました。

7 1から6の改正に伴う条項の追加、繰り下げ等の整理をしました。